

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 告示
○ 土地改良区の定款の変更を認可した件 三頁
- 県営土地改良事業計画を変更した件 三頁
- 廃川敷地等が生じた件 三頁
- 福島県公安委員会 三頁
- 福島県道路交通規則の一部を改正する規則 三頁

告 示

福島県告示第三百八十八号
 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、戸ノ口堰土地改良区から令和元年十一月六日付けで申請のあった定款の変更について、同月十八日認可した。
 令和元年十一月二十六日

福島県知事 内 堀 雅 雄
 （農村計画課）

福島県告示第三百八十九号
 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第一項の規定により、湊地区に係る県営農村地域防災減災事業（用排水施設等整備（ため池整備事業））を行うための土地改良事業計画を変更した。この変更後の関係書類を次のとおり縦覧に供する。
 令和元年十一月二十六日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 縦覧に供する書類
- 土地改良事業変更計画書の写し
- 二 縦覧の期間

令和元年十一月二十七日から
 同 年十二月十六日まで （二十日間）

三 縦覧の場所
 会津若松市役所

（農村計画課）

福島県告示第三百九十号
 河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定により、次のとおり公示する。
 その関係図面は、福島県土木部河川港湾総室河川計画課及び福島県県中建設事務所に備え置いて縦覧に供する。
 令和元年十一月二十六日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 河川 の 名 称 一 級 河 川 阿 武 隈 川 水 系 逢 瀬 川
- 二 廃川敷地等が生じた年月日 令和元年十一月二十六日
- 三 廃川敷地等の位置 郡山市富久山町久保田字南田百七番三
- 四 廃川敷地等の種類及び数量
 土地 四三・六九平方メートル

（河川計画課）

福島県公安委員会

福島県道路交通規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年11月26日

福島県公安委員会委員長 森 岡 幸 江

福島県公安委員会規則第7号

福島県道路交通規則の一部を改正する規則

第1条 福島県道路交通規則（昭和35年福島県公安委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

第2条の3第1項第4号エ(イ)中「車いす」を「車椅子」に改める。

第8条第3項第1号中「はり付ける」を「貼り付ける」に改める。

第37条第1項中「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、同条第2項及び第3項中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、同条第4項中「日本工業規格」を「日本産業規格」に、「はり付けなければ」を「貼り付けなければ」に改める。

様式第1号の4備考3、様式第1号の5備考3、様式第1号の6備考2、様式第7号備考2、様式第18号の2備考、様式第21号（表）備考2、様式第33号の2備考2、様式第33号の2の2備考2、様式第40号の3の2備考及び様式第40号の4の2備考3中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

様式第40号の6備考1(2)ウ中「覚せい剤」を「覚醒剤」に改め、同様式備考3中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

様式第40号の8（表）備考5中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、同様式（裏）3中「禁錮」を「禁錮」に改め、同様式（裏）6中「覚せい剤」を「覚醒剤」に改める。

様式第40号の9備考5及び様式第40号の10備考6中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

様式第40号の11備考1(4)中「覚せい剤」を「覚醒剤」に改め、同様式備考6中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

様式第40号の12備考7及び様式第40号の13備考6中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第2条 福島県道路交通規則の一部を次のように改正する。

第29条の2中「施行規則第29条第3項」を「施行規則第21条第3項、施行規則第29条第3項」に、「停止されておらず、かつ、免許証の再交付の申請を併せて行うものではない場合」を「停止されていない場合」に改める。

第30条の4中第5項を第6項とし、第4項の次に次の一項を加える。

5 施行規則第30条の13第2項の公安委員会規則で定める場合は、福島県福島警察署長、福島県福島北警察署長、福島県郡山警察署長又は福島県郡山北警察署長を經由して運転経歴証明書の再交付を申請する場合（福島県公安委員会が別に定める方法により福島県福島警察署長、福島県福島北警察署長又は福島県郡山北警察署長を經由して運転経歴証明書の再交付を申請する場合を除く。）以外の場合とする。

様式第19号の11を次のように改める。

様式第19号の11（第30条の4関係）

運転経歴証明書再交付申請書				
				年 月 日
福島県公安委員会				
申 請 者	フリガナ			性別
	氏 名	(氏)	(名)	男 女
	生年月日	年 月 日		
	住 所	福島県		
	連 絡 先	()		
	変更がある場合	旧氏名		
	旧住所			
再交付理由	<input type="checkbox"/> 亡失・滅失・汚損・破損 <input type="checkbox"/> 記載事項変更 <input type="checkbox"/> 写真変更 <input type="checkbox"/> その他			
亡失・汚損等時の状況	日 時	年 月 日 時頃～ 年 月 日 時頃		
	場 所			
	状 況	<input type="checkbox"/> 経歴証明書だけなくした。 <input type="checkbox"/> 経歴証明書を財布・バック・その他 () ごとなくした。 <input type="checkbox"/> ゴミ、新聞紙などと一緒に捨てた。 <input type="checkbox"/> 家の中でなくしたが見つからない。 <input type="checkbox"/> 誤って裁断してしまった。 <input type="checkbox"/> 写真が不鮮明。 <input type="checkbox"/> 置引き・盗難にあった。 <input type="checkbox"/> その他 ()		
届 出	有 ・ 無 年 月 日 (警察署・交番・駐在所)			
記載事項変更の内容				
その他 (内容)				
※私は、亡失した運転経歴証明書を発見した際は、必ず返納します。 <div style="text-align: right;">氏名 印</div>				

記入上の注意

- 1 黒又は青のボールペンで、明瞭に楷書で記入してください。
- 2 写真は、申請前6月以内に撮影した無帽（申請者が宗教上又は医療上の理由により顔の輪郭を識別することができる範囲内において頭部を布等で覆う者である場合を除く。）、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのものとし、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入してください。
- 3 再交付理由が「亡失・滅失・汚損・破損」の場合には、亡失・汚損等時の状況の欄を記入してください。
- 4 再交付理由が「記載事項変更」の場合には、記載事項変更の内容の欄にその内容を記入してください。
- 5 再交付理由が「その他」の場合には、その他（内容）の欄にその内容を記入してください。
- 6 ※印の文言については、再交付の理由が「亡失」の場合に記入してください。
- 7 福島県収入証紙については、裏面に貼付すること。

第3条 福島県道路交通規則の一部を次のように改正する。

様式第40号の6備考1(2)ア中「戸籍の謄本又は抄本」を「住民票の写し（住民基本台帳法第7条第5号に掲げる事項）」に、「国籍等（住民基本台帳法）を「同法」に、「をいう。）の記載された住民票の写し」を「）が記載されたものに限る。」に改め、同様式備考1(2)中イを削り、ウをイとし、エをウとする。

様式第40号の8（裏）2中「成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で」を「破産手続開始の決定を受けて」に、「もの」を「者」に改める。

様式第40号の11（表）備考1(2)中「戸籍の謄本又は抄本」を「住民票の写し（住民基本台帳法第7条第5号に掲げる事項）」に、「住民基本台帳法」を「同法」に、「の記載された住民票の写し」を「）が記載されたものに限る。」に改め、同様式（表）備考1中(3)を削り、(4)から(6)までを(3)から(5)までとする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条の規定 公布の日
- (2) 第2条の規定 令和元年12月1日
- (3) 第3条の規定 令和元年12月14日

（経過措置）

2 第1条から第3条までのそれぞれの規定の施行の際、現に改正前の福島県道路交通規則のそれぞれの規定に基づき提出されている申請書、届出書及び申込書は、改正後の福島県道路交通規則の相当の規定に基づいて提出された申請書、届出書及び申込書とみなす。

（交通企画課）